

京都市総合教育センターの組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月30日

京都市教育委員会

委員長 藤原勝紀

京都市教育委員会規則第17号

京都市総合教育センターの組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則
京都市総合教育センターの組織及び運営に関する規則の一部を次のように改正する。

「

指 導 室

研 修 課

研 究 課

カリキュラム開発支援センター

第1条中 教員養成支援室 を

東山区南部小中一貫校開設準備室

学校統合推進室

計 画 課

計 画 係

」

「

指導室

研修課

研究課

カリキュラム開発支援センター に改める。

教員養成支援室

東山泉小中学校開設準備室

学校統合推進室

」

第2条第1項中「、係長」を削り、同条第2項中「及び東山区南部小中一貫校開設準備室」を「、東山泉小中学校開設準備室及び学校統合推進室」に改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 学校統合推進室に計画課長及び計画係長を置く。

第3条第3項中「課長」の右に「(前条第4項に規定する課長を除く。)」を、「前条第3項」の右に「及び第4項」を加え、同条第4項中「担当課長」の右に「(前条第4項に規定する課長を含む。)」を、「前条第3項」の右に「及び第4項」を加え、同条第11項中「前条第4項」を「前条第5項」に改める。

第4条指導室の款東山区南部小中一貫校開設準備室の項を削り、同款教員養成支援室の項の次に次の2項を加える。

東山泉小中学校開設準備室

- (1) 東山泉小学校及び東山泉中学校の開設準備に関すること。

学校統合推進室

- (1) 小規模校における教育上の諸問題を解決するため、学校統合についての計画立案に関すること。
- (2) 小規模校における教育上の諸問題を解決するため、学校統合についての調査研究に関すること。
- (3) 小規模校における教育上の諸問題を解決するため、学校統合についての連絡調整等に関すること。

第4条学校統合推進室の款を削る。

第5条中「、カリキュラム開発支援センター及び係」を「及びカリキュラム開発支援センター」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)